

社会福祉法人アパティア福祉会

デイサービスセンターたんたんたん運営規程

（事業の目的）

- 第1条 社会福祉法人アパティア福祉会が開設するデイサービスセンターたんたんたん（以下「事業所」という。）が実施する指定通所介護及び桑名市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスならびに弥富市介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス（以下「通所型サービス」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が、要介護状態又は要支援状態にある者や通所型サービスにあっては事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な通所介護等を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 事業所の介護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その健全で安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持・向上を図るとともに、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的として、入浴・食事の提供等の日常生活上の世話、機能訓練等の援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
- （1）名称 デイサービスセンターたんたんたん
 - （2）所在地 桑名市長島町横満蔵573番地

（利用定員）

- 第4条 当事業所において、通所介護及び桑名市等介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防通所介護相当のサービスの提供を受けることができる利用者の定員は、25名とする。

（職員の職種、員数、及び職務内容）

- 第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。
- （1）管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上（常勤・兼務）

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護等の利用の申し込み、関係機関との連絡調整、介護職員等に対する技術指導、通所介護等計画の作成等を行うとともに、自らも通所介護等の提供にあたるものとする。

(3) 介護職員 3名以上（常勤換算）

介護職員は、当該施設において要介護者等に入浴、食事の提供等の日常生活上の世話をを行う。

(4) 機能訓練指導員 2名以上（常勤・兼務）（非常勤・専従）

機能訓練指導員は、要介護者等の身体機能の維持、向上を目的としたリハビリテーションを行う。

(5) 看護職員 1名以上（常勤・兼務）（非常勤・兼務）

看護職員は、利用者の健康チェック、その他必要な処置を行う。

(6) 歯科衛生士 1名以上（非常勤・専従）

歯科衛生士は、口腔機能の向上を図るため、口腔機能の改善を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日は、天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き、月曜日から金曜日までとする。

（12月31日～1月3日は除く）

(2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間は午前9時15分から午後4時20分までとする。

（指定通所介護等の内容及び利用料等）

第7条 事業所は、居宅サービス計画書及び介護予防サービス・支援計画書（以下「サービス計画等」という。）に基づき、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるもの及び桑名市等が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、事業所に支払われる額を控除して得た額とする。

(1) 生活指導（相談援助等）

(2) 日常生活動作訓練

(3) 介護サービス計画に基づく入浴、排泄、移動、食事その他の日常生活にかかる介護

(4) 介護方法の指導（家族介護教室）

(5) 健康状態の確認

- (6) 送迎
- (7) 機能訓練
- (8) 口腔機能訓練
- 2 別途、食事代とおやつ代を徴収する。
- 3 その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 事業所職員は、サービス利用にあたり利用者が留意すべき事項を説明し、理解を求める。

- 2 事業所の諸規則を守ること。
- 3 その他、公序良俗に違反する行為の禁止

(サービス提供の記録)

第9条 介護職員等はサービスを提供した際には、その提供日及び内容、その他必要事項を記録し、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に提供する。

(緊急時における対応方法)

第10条 介護職員等は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者及び家族に報告しなければならない。

- 2 万一、通所介護の提供中に故意又は過失による事故が発生した場合、生命の安全を図る措置を講じるとともに家族、市町村、居宅介護支援事業所等に報告し、記録を記載し、各機関と連携して問題解決にあたるものとする。
- 3 介護職員等は、サービス提供時に天災その他災害が発生した場合、利用者の避難等を最優先し、適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に、具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、非難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならない。

- (1) 消防法第8条の規程に基づく「ベイサイド長島消防計画」において事業所における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の極限防止を図る。

- (2) 事業所には防火管理者を置き、その者は防火管理について一切の権限を有し、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務を実施する。

(苦情処理)

第12条 事業所は、提供した通所介護サービスに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順等必要な措置を講ずるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、桑名市市内及びその近郊地域(木曾岬町・川越町・朝日町・弥富市)とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の制限)

第15条 事業所は、サービス提供にあたって、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、ご家族等の同意を得たうえで身体拘束等を行い、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 本事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の質的向上を図るため研修等の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人アパティア福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年11月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年6月1日から施行する。
- この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- この規程は、令和4年7月1日から施行する。
- この規程は、令和4年9月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。